4　傷病鳥獣救護に関する考え方

鳥獣は、山野等にあって、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。

一方、人には鳥獣を敬い命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。

5　油等による汚染に伴う水鳥の救護

国及び都道府県は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努める。

国は、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制の整備や関係者への研修を行う。

6　感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような人には感染しないものの、家畜と鳥獣に感染する感染症についても、鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対策は、希少鳥獣や個体群の保全の観点、生物多様性の確保の観点並びに人や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点から、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要である。また、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施し、国民や地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

7　鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努める。

8　国際的取組の推進

国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項

第一　希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。

一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずる。

第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

1　計画の対象とする鳥獣

⑴　希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められる種とする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。

⑵　特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成する。

2　計画の期間

計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とする。

3　計画の対象地域

計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定する。

4　保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進める。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行う。

具体的には、下記のとおり設定する。

⑴　希少鳥獣保護計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。

⑵　特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、被害防除対策についても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。